			③運営費交付金の振替額の積算根拠 ア）－イ）－ウ）＋エ）＝2,255,904,809 【法人全体】 高齢・障害者雇用支援勘定の運営費交付金振替額＋障害者職業能力開発勘定の運営費交付金振替額＋職業能力開発勘定の運営費交付金振替額＋認定特定求職者職業訓練勘定の運営費交付金振替額＝39,781,017,893
会計基準第81第３項による振替額		0	
合　　計		44,305,744,226	

⑶　運営費交付金債務残高の明細

（単位：円）

交付年度	運営費交付金債務残高			残高の発生理由及び収益化等の計画
		業務等区分	金　　額	
20年度	業務達成基準を採用した業務に係る分		0	業務達成基準を採用した業務はない。
	期間進行基準を採用した業務に係る分		0	期間進行基準を採用した業務はない。
	費用進行基準を採用した業務に係る分	高齢・障害者雇用支援勘定	1,345,952,461	○運営費交付金債務残高の発生理由は、業務委託費の効率的執行等（高齢者雇用支援事業経理）及び人件費における退職手当の支給減等（障害者雇用支援事業経理）により、運営費交付金の収益化額が計画を下回ったものである。(注：運営費交付金の収益化については、自己収入を優先的に充てることとしている。)なお、中期計画で予定した、本事業年度に実施すべき業務については、計画どおりに実施済みであり、業務の未達成による運営費交付金債務の翌事業年度への繰越額はない。 ○繰り越した運営費交付金債務残高については、中期目標期間の終了事業年度において残額を収益化する予定である。
		障害者職業能力開発勘定	72,645,424	○運営費交付金債務残高の発生理由は、人件費における退職手当の支給減等により、運営費交付金の収益化額が計画を下回ったものである。(注：運営費交付金の収益化については、自己収入を優先的に充てることとしている。)なお、中期計画で予定した本事業年度に実施すべき業務については、計画どおりに実施済みであり、業務の未達成による運営費交付金債務の翌事業年度への繰越額はない。 ○繰り越した運営費交付金債務残高については、中期目標期間の終了事業年度において残額を収益化する予定である。
		小　　計	1,418,597,885	
	計		1,418,597,885	
21年度	業務達成基準を採用した業務に係る分		0	業務達成基準を採用した業務はない。
	期間進行基準を採用した業務に係る分		0	期間進行基準を採用した業務に係る運営費交付金債務残高はない。
	費用進行基準を採用した業務に係る分	高齢・障害者雇用支援勘定	2,010,807,394	○運営費交付金債務残高の発生理由は、業務委託費の効率的執行等（高齢者雇用支援事業経理）及び人件費における給与等支給額の見直し等（障害者雇用支援事業経理）により、運営費交付金の収益化額が計画を下回ったものである。(注：運営費交付金の収益化については、自己収入を優先的に充てることとしている。)なお、中期計画で予定した、本事業年度に実施すべき業務については、計画通りに実施済みであり、業務の未達成による運営費交付金債務の翌事業年度への繰越額はない。 ○繰り越した運営費交付金債務残高については、中期目標期間の終了事業年度において残額を収益化する予定である。
		障害者職業能力開発勘定	104,468,583	○運営費交付金債務残高の発生理由は、人件費における給与等支給額の見直し等により、運営費交付金の収益化額が計画を下回ったものである。(注：運営費交付金の収益化については、自己収入を優先的に充てることとしている。)なお、中期計画で予定した本事業年度に実施すべき業務については、計画どおりに実施済みであり、業務の未達成による運営費交付金債務の翌事業年度への繰越額はない。